

第134回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年5月25日（木曜日）午前10時
（午前9時 受付開始）

開催場所

東京都千代田区有楽町二丁目5番1号
有楽町マリオン11階
ヒューリックホール東京

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名
選任の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による事前行使もご活用ください。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東宝株式会社

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

株 主 各 位

証券コード 9602

2023年5月2日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

東 宝 株 式 会 社

代表取締役社長 松岡 宏 泰

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第134回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toho.co.jp/>

（上記のウェブサイトにアクセスし、メニューより「東宝について」→「IR/株式・株主情報」を順に選択いただき、「株式・株主情報」からご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「東宝」又は「コード」に当社証券コード「9602」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月24日（水曜日）午後6時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年5月25日（木曜日） 午前10時（午前9時 受付開始）
2 場 所	東京都千代田区有楽町二丁目5番1号 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京
3 目的事項	報告事項 1. 第134期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第134期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使について	後記「議決権行使についてのご案内」に記載のとおりです。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会に出席されない株主様は、議決権行使書面並びにインターネット等によって議決権を行使することができるものといたします。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うことといたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 なお、上記①～③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、②及び③は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁にご案内しておりますインターネット上の【当社ウェブサイト】及び【東京証券取引所ウェブサイト】において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年5月25日（木曜日）午前10時（午前9時 受付開始）

場所 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年5月24日（水曜日）午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年5月24日（水曜日）午後6時30分入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。



議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

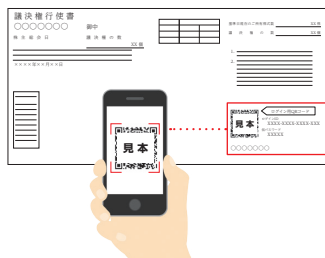
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録してください。

- 4 以降は、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

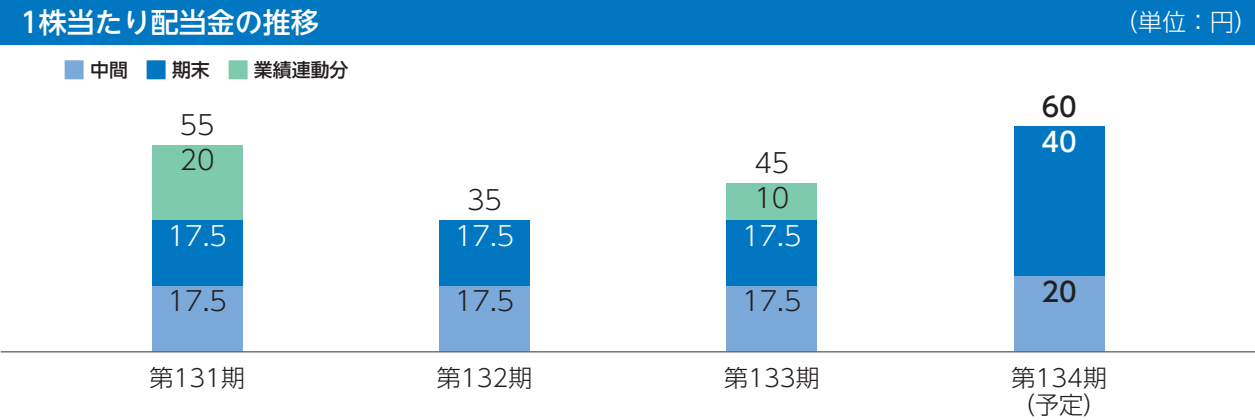
当社では、年間40円の配当をベースに配当性向30%以上、かつ機動的な自己株式取得の実施を株主還元の基本方針としており、この方針に基づいて当期の期末配当金は1株につき40円とさせていただきます。

これにより既にお支払いしている中間配当金（1株につき20円）を合わせた年間配当金は1株につき60円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 40円 総額 6,995,950,160円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年5月26日

(ご参考)



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者 属 性	候補者名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	出席回数／取締役会
1	再任 男性	しま たに よし しげ 島 谷 能 成	代表取締役会長 株式会社東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役	9回／9回
2	再任 男性	まつ おか ひろ やす 松 岡 宏 泰	代表取締役社長 社長執行役員 エンタテインメントユニット長 エンタテインメントユニット国際担当 内部監査室、TOHO Digital Lab.各直轄	9回／9回
3	再任 男性	た こ のぶ ゆき 太 古 伸 幸	取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役	9回／9回
4	再任 男性	いち かわ みなみ 市 川 南	取締役 専務執行役員 エンタテインメントユニット映画本部長 映画本部映画調整、同映画企画各担当	9回／9回
5	再任 男性	すみ かず お 角 和 夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社東京楽天地取締役 株式会社アシックス社外取締役	8回／9回

候補者
番号

1

しま たに よし しげ
島 谷 能 成
1952年3月5日生 満71歳取締役会出席回数
9回／9回（100%）
所有する当会社の株式の数
14,667株

再任 男性

**略歴及び当社における地位**

1975 年 4 月	当社入社	2007 年 5 月	同専務取締役
1999 年 4 月	同映像本部映画調整部長	2011 年 5 月	同代表取締役社長
2001 年 5 月	同取締役	2021 年 5 月	同代表取締役社長 社長執行役員
2005 年 5 月	同常務取締役	2022 年 5 月	同代表取締役会長(現任)

当社における担当及び重要な兼職の状況

株式会社東京楽天地取締役
阪急阪神ホールディングス株式会社取締役
株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役
株式会社東京會館社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたり当社グループの主力事業である映像部門の業務に携わり、代表取締役社長在任中は中期経営戦略の推進にリーダーシップを発揮し、当社の持続的成長と企業価値向上に努めてまいりました。昨年より代表取締役会長として、グループ全体の経営に対して適切な監督を行っております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

まつ おか ひろ やす
松 岡 宏 泰
1966年4月18日生 満57歳取締役会出席回数
9回／9回（100%）
所有する当会社の株式の数
14,584株

再任 男性

**略歴及び当社における地位**

1994 年 1 月	東宝東和株式会社入社	2015 年 5 月	東宝東和株式会社代表取締役会長
1998 年 4 月	同取締役	2018 年 5 月	当社常務取締役
2001 年 4 月	同常務取締役	2020 年 4 月	東宝東和株式会社取締役会長(現任)
2008 年 4 月	同代表取締役社長	2021 年 5 月	当社取締役 常務執行役員
2014 年 5 月	当社取締役	2022 年 5 月	当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

当社における担当及び重要な兼職の状況

エンタテインメントユニット長
エンタテインメントユニット国際担当
内部監査室、TOHO Digital Lab.各直轄

〔取締役候補者とした理由〕

当社に入社以来、映画事業に関連するグローバルな事業に携わり、昨年より代表取締役社長を務めております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かしながら、経営における重要な意思決定や業務執行の監督の役割を果たすと共に、当社創立100周年を見据えた経営戦略「TOHO VISION 2032」の実現に向けてリーダーシップを発揮しております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

た こ のぶ ゆき
太 古 伸 幸
1965年12月4日生 満57歳

取締役会出席回数
9回／9回（100%）
所有する当会社の株式の数
12,932株

再任 男性



略歴及び当社における地位

1988 年 4 月	当社入社	2014 年 5 月	同常務取締役
2005 年 4 月	同グループ経営企画（現経営企画）部長	2017 年 5 月	同専務取締役
2008 年 5 月	同取締役	2020 年 5 月	同取締役副社長
		2021 年 5 月	同取締役 副社長執行役員（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

コーポレート本部長
スバル興業株式会社取締役
オーエス株式会社社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたり人事及び経営企画部門の業務に携わり、豊富な経験と専門知識を有し、現在はコーポレート部門全般の責任者であるコーポレート本部長として当社の経営を担っております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

いち かわ みなみ
市 川 南
1966年7月22日生 満56歳

取締役会出席回数
9回／9回（100%）
所有する当会社の株式の数
7,379株

再任 男性



略歴及び当社における地位

1989 年 4 月	当社入社	2017 年 5 月	同常務取締役
2006 年 4 月	同映像本部映画調整部長	2021 年 5 月	同取締役常務執行役員
2011 年 5 月	同取締役	2022 年 5 月	同取締役専務執行役員（現任）

当社における担当

エンタテインメントユニット映画本部長
映画本部映画調整、同映画企画各担当

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたって映像部門の業務に携わり、映画事業に関する豊富な経験と専門知識を有し、現在は映像部門の責任者である映画本部長としてリーダーシップを発揮し、当社の経営を担っております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。



略歴及び当社における地位

2000 年 6 月	阪急電鉄株式会社取締役	2009 年 5 月	当社社外取締役
2002 年 6 月	同常務取締役	2014 年 3 月	阪急電鉄株式会社代表取締役会長
2003 年 6 月	同代表取締役社長 (同社は2005年4月阪急ホールディングス株式会社に、2006年10月阪急阪神ホールディングス株式会社に商号変更)	2016 年 5 月	当社社外取締役（監査等委員）
		2017 年 6 月	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長グループCEO（現任）
2005 年 4 月	阪急電鉄株式会社（新会社）代表取締役社長	2018 年 5 月	当社社外取締役
		2019 年 5 月	同取締役（現任）
		2023 年 4 月	阪急電鉄株式会社会長（現任）

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO
 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役
 株式会社東京楽天地取締役
 株式会社アシックス社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

長年にわたり企業経営に携わる経営の専門家であり、豊富な経験と卓越した見識に基づき、経営全般に対する有益な助言・指導並びに客観的な視点からのチェック機能を期待できることから当社の取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 各候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2023年5月2日）を基準に記載しております。
4. 各候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2023年5月2日）を基準に計算しております。
5. 当社は現在、角 和夫氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き業務を執行しない取締役とする予定ですので、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、当社は当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 折井雅子氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

おり	い	まさ	こ	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
折	井	雅	子	9回／9回（100％）	10回／10回（100％）
1960年10月10日生	満62歳			所有する当会社の株式の数	
				0株	

再任	社外	独立	女性
----	----	----	----



略歴及び重要な兼職の状況

1983 年 4 月	サントリー株式会社入社	2019 年 4 月	サントリーホールディングス株式会社顧問（現任）
2012 年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員		公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホール総支配人（現任）
2016 年 4 月	サントリーウエルネス株式会社専務取締役	2020 年 6 月	株式会社大林組社外取締役（現任）
		2021 年 5 月	当社取締役監査等委員（現任）

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

異業種での企業経営においてマーケティングや人材開発の推進に携わり、その経験に基づいた有益な知識と幅広い見識を有しております。特に経営戦略や人材育成、ダイバーシティについての積極的かつ適切な助言及び提言をいただいた実績を踏まえ、当社の持続的成長や企業価値向上だけでなく、取締役会の監督強化において適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 折井雅子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 同氏は社外取締役候補者であり、当社監査等委員である社外取締役の就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、同氏を東京及び福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。本議案を承認いただいた場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性判断基準につきましては、11ページに記載しております。
5. 当社は、同氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。同氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。
7. 同氏が所属する公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホールと当社との取引関係はありません。当該候補者は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

《ご参考》

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

当社の長期的なビジョンを示した「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」の実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能と経営の監督機能を発揮するために備えるべき専門性と経験を特定しました。

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏 名	業務執行	監査等委員	独立社外	専門性・経験					
				企業経営	企画・マーケティング	グローバル	人材・サステナビリティ	法務・リスクマネジメント	財務会計経営管理
しま たに よし しげ 島 谷 能 成	★			○	○			○	
まつ おか ひろ やす 松 岡 宏 泰	★			○	○	○			
た こ のぶ ゆき 太 古 伸 幸	★			○			○	○	○
いち かわ みなみ 市 川 南	★			○	○				
すみ かず お 角 和 夫				○					
お がた えい いち 緒 方 栄 一		★		○				○	○
こ ばやし たかし 小 林 節		★	★	○					○
あん どう さと し 安 藤 知 史		★	★					○	
おり い まさ こ 折 井 雅 子		★	★	○	○		○		

（注） 上記スキル・マトリックスは、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

社外取締役の独立性判断基準

当社では、社外取締役が以下1.～6.のケースに該当する場合は独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3事業年度において上記1.～4.に該当していた者
6. 上記1.～5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

（注1） 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

（注2） 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注3） 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。

（注4） 「主要株主」とは、直接又は間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、ウクライナ情勢の長期化や急激な円安の影響を受けた食料品やエネルギーの物価上昇を背景に、景気は依然として先行き不透明な状況が続いております。しかしながら、ようやくコロナ禍が収束し始め、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復など、経済活動は復調の兆しが見えてきました。

このような状況下にあって、2022年の映画業界はアニメをはじめとする邦画に加え、洋画ハリウッド大作の健闘もあり、興行収入2,131億1,100万円（前年比31.6%増）、映画入場者数1億5,200万5,000人（同32.4%増）と、コロナ禍前の景況に迫る回復基調の1年となりました。

当社グループにおいては、主力の映画事業において、興行収入140億円を超す大ヒットとなった新海誠監督最新作『すずめの戸締まり』が業績を牽引したほか、『名探偵コナン ハロウィンの花嫁』がメガヒットを記録し、『キングダム2 遥かなる大地へ』『沈黙のパレード』などの作品も好調な成績を収めました。演劇事業では、東宝創立90周年記念作品として初の舞台化となった帝国劇場の『千と千尋の神隠し』をはじめ『Endless SHOCK -Eternal-』『エリザベート』、シアタークリエの『ネクスト・トゥ・ノーマル』、社外公演では『ジャージー・ボーイズ』ほか各公演が好評を博しました。また、不動産事業は全国に所有する不動産が堅調に稼働し、事業収益に大きく貢献いたしました。

この結果、営業収入は2,442億9千5百万円（前期比7.0%増）、営業利益は448億8千万円（同12.3%増）、経常利益は478億1千5百万円（同11.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は334億3千万円（同13.1%増）となりました。

	第133期 (2022年2月期)	第134期 (2023年2月期)	前 期 比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
営業収入	228,367	244,295	15,927	7.0%増
営業利益	39,948	44,880	4,931	12.3%増
経常利益	42,790	47,815	5,024	11.7%増
親会社株主に帰属する当期純利益	29,568	33,430	3,862	13.1%増

営業収入

158,015百万円

〔前期比9.1%増〕

営業利益

29,075百万円

〔前期比16.8%増〕

営業収入

(単位：百万円)

144,781

第133期
(2022年2月期)

158,015

第134期
(2023年2月期)

営業利益

(単位：百万円)

24,894

第133期
(2022年2月期)

29,075

第134期
(2023年2月期)

映画営業事業

当社において表1.に記載の新作25作品を、東宝東和(株)等においては『トップガン マーヴェリック』『ジュラシック・ワールド／新たなる支配者』等を配給し、『すずめの戸締まり』『トップガン マーヴェリック』の両作品は共に興行収入130億円以上を記録する大ヒットとなりました。

映画興行事業

TOHOシネマズ等においては当社配給作品ほか、『ONE PIECE FILM RED』、映画『THE FIRST SLAM DUNK』等、アニメ話題作の大ヒットが興行を牽引しました。また、表2.の通り、昨年4月にはTOHOシネマズ ららぽーと福岡がオープンし、当社グループの当期中のスクリーン数は9スクリーン増加し、合計721スクリーン（共同経営56スクリーンを含む）となりました。

アニメ製作事業

当社のアニメーションレーベル「TOHO animation」が10周年の節目を迎え昨年9月に開催された「TOHO animation10周年大感謝祭」が大きな盛り上がりを見せました。また、「SPY×FAMILY」「僕のヒーローアカデミア」「BLUE GIANT」等に製作投資し、配給収入配分金、国内外の配信・商品化権収入がありました。なお、表3.は当期の当社提供アニメ作品となります。

パッケージ事業

『劇場版 呪術廻戦 0』の売り上げが好調に推移し、業績に寄与しました。

出版・商品事業

劇場用パンフレット、キャラクターグッズにおいて、映画『シン・ウルトラマン』『すずめの戸締まり』『劇場版 呪術廻戦 0』『名探偵コナン ハロウィンの花嫁』『トップガン マーヴェリック』等の販売が伸びました。

ODS事業

劇場版「からかい上手の高木さん」や劇場三部作 特『刀剣乱舞-花丸-』～雪月華～を配給いたしました。



©2022 「すずめの戸締まり」
製作委員会



©2022 Paramount Pictures
Corporation. All rights
reserved.



©遠藤達哉／集英社・
SPY×FAMILY製作委員会

表1. 当期中の提供映画作品

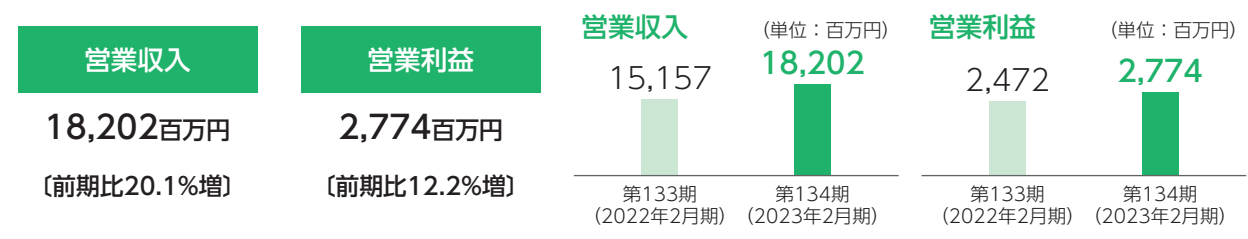
提供作品一覧	
映画ドラえもん のび太の宇宙小戦争2021	KAPPEI カッペイ
映画「おそ松さん」	名探偵コナン ハロウィンの花嫁
映画クレヨンしんちゃん もののけニンジャ珍風伝	劇場版ラジエーションハウス
シン・ウルトラマン	東京2020オリンピック SIDE:A
バスカヴィル家の犬 シャーロック劇場版	東京2020オリンピック SIDE:B
キングダム2 遥かなる大地へ	ゴーストブック おぼけずかん
今夜、世界からこの恋が消えても	アキラとあきら
百花	沈黙のパレード
七人の秘書 THE MOVIE	線は、僕を描く
すずめの戸締まり	ラーゲリより愛を込めて
Dr.コトー診療所	ブラックナイトパレード
映画「イチケイのカラス」	ワールドツアー上映「鬼滅の刃」上弦集結、そして刀鍛冶の里へ
湯道	

表2. 当期中の劇場異動

年 月 日	劇 場 名	スクリーン数	場 所	経 営 主 体	異動内容
2022年 4月25日	TOHOシネマズ ららぽーと福岡	9	福岡県 福岡市	TOHOシネマズ(株)	オープン

表3. 当期中の提供アニメ作品

提供作品一覧	
【T V】SPY×FAMILY	【映画】特『刀剣乱舞-花丸-』～雪ノ巻～
【映画】劇場版 からかい上手の高木さん	【映画】特『刀剣乱舞-花丸-』～月ノ巻～
【T V】T Vスペシャル「Dr. S T O N E 龍水」	【映画】特『刀剣乱舞-花丸-』～華ノ巻～
【T V】僕のヒーローアカデミア（6期）	【T V】弱虫ペダル LIMIT BREAK
【T V】お兄ちゃんはおしまい！	【T V】お隣の天使様にいつの間にか駄目人間にされていた件
【T V】TRIGUN STAMPEDE	【映画】BLUE GIANT



東宝創立90周年記念作品として『千と千尋の神隠し』初の舞台化を実現し、全席完売となりました。その後、全国各地での公演やライブ配信等、様々な取り組みを行いました。

コロナ禍により全公演中止となったミュージカル『エリザベート』が2年越しの四大都市公演を行い、全都市で完売御礼となりました。

実写映画也大ヒットした『キングダム』の舞台版を製作するなど、当社らしい演目にもチャレンジし、新たな客層の掘り起こしに努めました。

当社直営劇場の帝国劇場、シアタークリエに加え、日生劇場、東急シアターオーブほか社外公演におきましては表4.の作品をはじめ、バラエティに富んだ話題作を提供し、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大による一部作品の公演中止があったものの、公演数の増加と幅広い客層からのご支持により増収となりました。

東宝芸能㈱では所属俳優がCM・TV・映画出演等で順調に稼働いたしました。



「千と千尋の神隠し」
©2001 Studio Ghibli・NDDTM



「エリザベート」

表4. 当期中に提供した主な作品

帝国劇場	
千と千尋の神隠し	Endless SHOCK -Eternal-
ガイズ&ドールズ	ミス・サイゴン
DREAM BOYS	エリザベート
ABC座 10th ANNIVERSARY ジャニーズ伝説 2022 at IMPERIAL THEATRE	JOHNNYS' WORLD Next Stage
キングダム	
シアタークリエ	
ネクスト・トゥ・ノーマル	VOICARION XIV ～スプーンの盾～
My Story, My Song ～and YOU～	Only 1, NOT No.1
ダディ・ロング・レッグズ	CLUB SEVEN 20th Anniversary
日生劇場・東急シアターオーブほか社外公演	
ラ・カージュ・オ・フォール ～籠の中の道化たち～	四月は君の嘘
ジャージー・ボーイズ	ザ・ビューティフル・ゲーム
ヘアスプレー	天使にラブ・ソングを～シスター・アクト～

不動産事業

不動産賃貸等、道路の維持管理・清掃、不動産の保守・管理

営業収入

66,913百万円

〔前期比1.6%増〕

営業利益

17,572百万円

〔前期比5.5%増〕

営業収入

65,832

(単位：百万円)

第133期
(2022年2月期)

66,913

第134期
(2023年2月期)

営業利益

16,657

(単位：百万円)

第133期
(2022年2月期)

17,572

第134期
(2023年2月期)

不動産賃貸事業

オフィス市況の変化など、引き続き厳しい状況下にありましたが、保有物件の有効活用をしつつ、テナントに対するきめ細やかな対応を行ってまいりました。また、再開発を進めておりました東宝ツインタワービル跡地に、オフィス・商業の複合ビル、東宝日比谷プロムナードビルが竣工し、日比谷の新たなランドマークとして生まれ変わりました。

道路事業

公共投資が堅調に推移する中、スバル興業(株)とその連結子会社が、技術提案等を通じた継続的な受注確保とともに、業務の効率化やコスト削減に努めました。

不動産保守・管理事業

東宝ビル管理(株)、東宝ファシリティーズ(株)において、新規受注獲得の取り組みや経費節減に努めました。



東宝日比谷
プロムナードビル

その他事業

スポーツ施設等の経営、その他の事業

営業収入

1,163百万円

〔前期比55.2%減〕

営業利益

130百万円

〔前期は90百万円の営業損失〕

営業収入

2,596

(単位：百万円)

第133期
(2022年2月期)

1,163

第134期
(2023年2月期)

営業利益

△90

第133期
(2022年2月期)

130

第134期
(2023年2月期)

東宝共栄企業(株)が運営する「東宝調布スポーツパーク」や、TOHOリテール(株)の劇場売店等において、様々な営業施策を展開し、かつ採算性を勘案して営業活動を行いました。

(2)対処すべき課題

3年間におよび当社グループの経営に多大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症については、当年5月8日より感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられ、今後の経済活動に対するプラス効果が見込まれる状況です。一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらした行動様式の変容、ウクライナ情勢の長期化を受けた世界経済の混乱、世界的なインフレ局面における物価高や人手不足など、様々な影響が懸念され、当社グループを取り巻く経営環境には、先行きの見通しにいまだ不透明感が残っております。

このような状況下において、当社グループは昨年4月、「長期ビジョン 2032」と、当初3カ年の具体的な施策である「中期経営計画 2025」とから構成される「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」を公表し、これまで以上に長期的な視点に立って、さらなる成長と企業価値向上を目指した一歩を踏み出しております。

「長期ビジョン 2032」においては、コーポレート・スローガンである「Entertainment for YOU 世界中のお客様に感動を」のもと、成長に向けた「投資」を推進すること、「人材」の確保・育成に注力すること、アニメ事業を「第4の柱」にすることを、3つの重要ポイントとし、さらに「企画&IP」「アニメーション」「デジタル」「海外」の4つを成長戦略のキーワードとして掲げております。



長期ビジョンの初年度となる前期は、エンタテインメント関連各事業のさらなる連携強化を図るべく、映画事業、アニメ事業、演劇事業の各本部制への移行と、それら各本部を統括する「エンタテインメントユニット」を創設、また、成長戦略を担うアニメ事業の強化を目的としてアニメ本部の下に「TOHO animation」を、当社グループ全体のデジタル戦略推進を目的として「TOHO Digital Lab.」をそれぞれ新設するほか、不動産事業の不動産本部への移行、管理本部のコーポレート本部への名称変更もあわせて、コンテンツの企画開発やIP創出、海外やデジタルも意識した多面的展開による収益最大化を目指す体制を整えました。

今後はこれらの体制を十分に機能させることで、飛躍的な成長ストーリーを実現するべく、具体的な施策を着実に推進してまいります。

「中期経営計画2025」においては、2025年までの期間を「コロナ禍からの回復と次なる飛躍的成長への基盤固めの期間」と位置づけ、「成長投資」に注力しつつ、営業利益、株主還元、ROE等の数値目標についても、各事業が個別事業戦略における取り組みを具体的に実行することで実現してまいります。

中期経営計画 2025 (FY2023-2025)

～コロナ禍からの回復と次なる飛躍的成長への基盤固めの期間～

➤ 個別事業戦略における取り組み

映画事業 (製作・配給)	■ 映画館で観るべき最高のラインナップ編成に注力 ■ 自社での企画・製作に注力
映画事業 (映画興行)	■ シネコン新規出店の継続 ■ 上映環境・コンテンツの充実
アニメ事業	■ 企画開発への積極投資 ■ 海外展開の強化 ■ デジタルの活用
演劇事業	■ コンテンツ開発 ■ 多面的ビジネス展開
不動産事業	■ 再開発による価値最大化 ■ 新規取得・開発の推進

➤ 数値目標

成長投資

- コンテンツ関連投資 500億円
- 不動産関連投資 500億円
- 新規シネコン出店 50億円
- 海外展開・DX関連ほか 50億円

3カ年で計**1,100億円程度**の投資額を見込む
大型M&Aに要する投資額は別枠とする

営業利益

最高益(528億円)の更新を目指す

株主還元

年間40円の配当をベースに
配当性向30%以上
機動的な自己株式取得の実施

ROE

自己資本利益率 **8%以上**を目標

「人材と組織の戦略」基本方針

成長戦略の推進役となる多様で優秀な外部人材の採用を強化するとともに、よりクリエイティブな組織に進化すべく
人材育成と働く環境の整備を推進していく

サステナビリティの基本方針

東宝グループは、エンタテインメントの提供を通じて誰もが幸福で心豊かになれる社会の実現に向けて
“朗らかに、清く正しく美しく”貢献します

「人材と組織の戦略」においては、成長の推進役となる多様な人材の採用を強化するとともに、よりクリエイティブな組織に進化すべく人材育成と働く環境の整備を推進しております。

具体的には、昨年はキャリア採用の拡大・強化を実行するとともに、オフィス改革を実現、今後は多様なキャリアパスと成長支援のための人事制度の改革を課題として取り組みます。

「サステナビリティ」においては、「エンタテインメントの提供を通じて誰もが幸福で心豊かになれる社会の実現に向けて“朗らかに、清く正しく美しく”貢献します」を基本方針として、当社グループならではの課題と目標を明確にして取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.toho.co.jp/>)に掲載しておりますのでご参照ください。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は169億2千2百万円で、これに要した資金はすべて自己資金で賄っております。

① 当期中に完成した主要設備

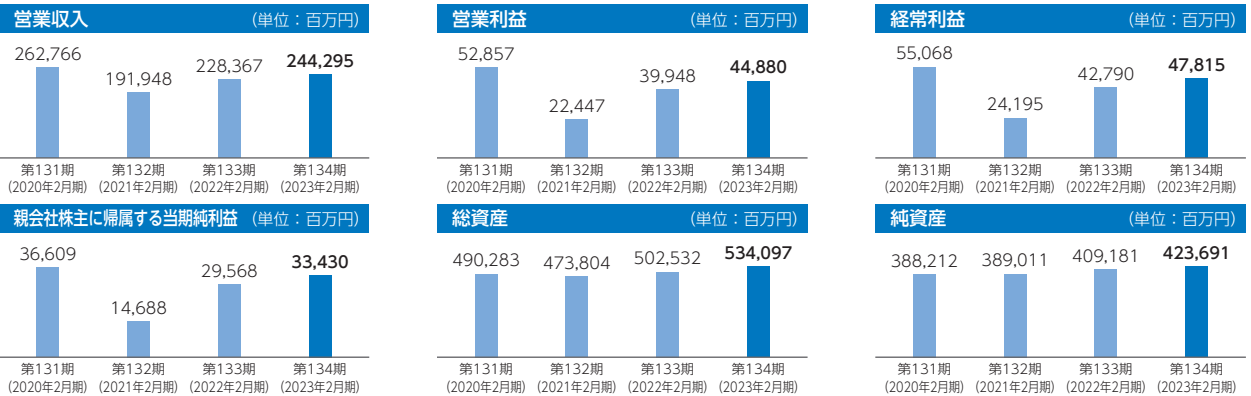
会社名	当期中に完成した主要設備
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	TOHOシネマズ ららぽーと福岡
不動産事業	
当社	東宝日比谷プロムナードビル

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	当期継続中の主要設備の新設、拡充
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	TOHOシネマズ ららぽーと門真 (仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
不動産事業	
当社	渋谷二丁目17地区 第一種市街地再開発事業（渋谷東宝ビル他跡地） (仮称)九段再開発計画（ホテルブランドパレス跡地有効活用計画）

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移



		第131期 (2020年2月期)	第132期 (2021年2月期)	第133期 (2022年2月期)	第134期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
営業収入	(百万円)	262,766	191,948	228,367	244,295
営業利益	(百万円)	52,857	22,447	39,948	44,880
経常利益	(百万円)	55,068	24,195	42,790	47,815
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	36,609	14,688	29,568	33,430
総資産	(百万円)	490,283	473,804	502,532	534,097
純資産	(百万円)	388,212	389,011	409,181	423,691

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社（上場会社及び会社法第2条第6号の大会社）の状況

会社名	資本金	出資比率 (%) (間接保有を含む)	主要な事業内容
映画事業（映画営業事業）			
Toho International, Inc.	138,300千US\$	100.00	映画の製作
映画事業（映画興行事業）			
ＴＯＨＯシネマズ株式会社	2,330百万円	100.00	映画の興行
不動産事業（道路事業）			
スバル興業株式会社	1,331百万円	54.00	道路の維持管理・清掃、補修

(注) 第134期事業年度末日における連結子会社は上記3社を含めて35社、持分法適用会社は2社となっております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

④ その他

阪急阪神ホールディングス株式会社は、当社の株式を20.36%（間接保有を含む）保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所（2023年2月28日現在）

会社名	営業所名	所在地
当 社	本社	東京都千代田区
	東宝スタジオ	東京都世田谷区
	帝国劇場（演劇劇場）	東京都千代田区
	シアタークリエ（演劇劇場）	東京都千代田区
	東宝日比谷ビル（通称 日比谷シャンテ：賃貸ビル）	東京都千代田区
	東京宝塚ビル（賃貸ビル）	東京都千代田区
	帝劇ビル（賃貸ビル）	東京都千代田区
	新宿東宝ビル（賃貸ビル）	東京都新宿区
	HEPナビオ（阪急阪神不動産(株)と共同所有の賃貸ビル）	大阪市北区
	東宝南街ビル（賃貸ビル）	大阪市中央区
映画事業（映画興行事業）		
TOHOシネマズ(株)	本社	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 日比谷（映画劇場）	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 新宿（同）	東京都新宿区
	TOHOシネマズ 梅田（同）	大阪市北区
	TOHOシネマズ なんば（同）	大阪市中央区
不動産事業（道路事業）		
スバル興業(株)	本社 以上を含め、日本全国に47ヶ所の事業所	東京都千代田区

以上を含め、日本全国に全77サイト、721スクリーンの映画劇場を経営（共同経営5サイト56スクリーンを含む）

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
映画事業	1,589名	(1,924名)
演劇事業	115名	(12名)
不動産事業	1,467名	(877名)
その他事業	23名	(53名)
全社 (共通)	103名	(一名)
合 計	3,297名	(2,866名)
前 期 末 比 増 減	58名	(222名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託・契約社員510名を含みます。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
357名(3名)	+5名(△2名)	39.3歳	14.3年

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・契約社員9名、出向受入者34名を含みます。
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託・契約社員を含みません。
2. 従業員数には、出向者140名を含みません。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年2月28日現在)

重要な借入はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 186,490,633株
(自己株式11,591,879株を含む)

(3) 当事業年度末日における株主数 31,208名
(前期末比 3,828名増)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	22,807	13.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,175	11.53
阪急阪神不動産株式会社	15,150	8.66
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	12,297	7.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,480	4.84
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,940	2.82
株式会社TBSテレビ	4,521	2.58
株式会社竹中工務店	3,785	2.16
株式会社丸井グループ	2,578	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口 79203）	2,000	1.14

(注)1. 当社は自己株式を11,591,879株保有しておりますが、上記の大株主(上位10名)からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	6,461株	4名
社外取締役	一株	一名
取締役（監査等委員）	一株	一名

(注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4)取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記の取締役以外に、執行役員10名に対し、総計4,857株の株式を職務執行の対価として交付しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	島谷 能成	株式会社東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役
代表取締役 社長執行役員	松岡 宏泰	エンタテインメントユニット長 エンタテインメントユニット国際担当 内部監査室、TOHO Digital Lab.各直轄
取締役 副社長執行役員	太古 伸幸	コーポレート本部長 不動産経営管掌 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役
取締役 専務執行役員	市川 南	エンタテインメントユニット映画本部長 映画本部映画調整、同映画企画各担当
取締役	角 和夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社東京楽天地取締役 株式会社アシックス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	緒方 栄一	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	小林 節	株式会社パレスホテル代表取締役会長
取締役 (監査等委員)	安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	折井 雅子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役

- (注)1. 取締役(監査等委員) 小林 節、安藤知史、折井雅子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 小林 節、安藤知史、折井雅子の各氏は、東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

- 取締役(監査等委員) 小林 節氏は、株式会社パレスホテルの経営に長く携わり、同社取締役経理部長及び銀行業務の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、緒方栄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(2023年4月1日時点)

地位	氏名	担当
常 務 執 行 役 員	瀬 田 一 彦	不動産本部長
常 務 執 行 役 員	池 田 篤 郎	エンタテインメントユニット演劇本部長 演劇本部演劇担当
常 務 執 行 役 員	大 田 圭 二	エンタテインメントユニットアニメ本部長 アニメ本部TOHO animation 担当 エンタテインメントユニットライツ事業、同事業統括各担当
上 席 執 行 役 員	池 田 隆 之	エンタテインメントユニット映画本部映画興行担当 TOHOシネマズ株式会社代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	加 藤 陽 則	コーポレート本部人事、同経理財務各担当
上 席 執 行 役 員	和 田 薫一郎	不動産本部不動産経営担当
上 席 執 行 役 員	本 多 太 郎	コーポレート本部経営企画、同情報システム、同TX推進各担当
執 行 役 員	宇 田 典 弘	エンタテインメントユニット演劇本部演劇部長
執 行 役 員	福 田 明 宏	コーポレート本部総務、同法務各担当兼コーポレート本部総務部長
執 行 役 員	吉 田 充 孝	エンタテインメントユニット映画本部映画営業、同宣伝各担当兼 エンタテインメントユニット映画本部映画営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）5名との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。契約期間は1年間であります。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便益の供与を違法に得た場合や、犯罪行為あるいは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス委員会の審議を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会における審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保するとともに、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とする。その報酬体系としては、(1)役位・職責、個人業績等に応じた「基本報酬」(金銭)、(2)中長期の企業価値向上による株主との利益共有を目的とした「株式報酬」(譲渡制限付株式)、(3)単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的とした「業績達成賞与」(金銭)から構成するものとする。但し、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

1. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき、職責、個人業績等を勘案して毎年5月に決定し、6月より支給する。

2. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬は、役位に応じて毎年一定額相当の譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限期間は、交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任または退職するまでの期間とする。役位別に付与する株式数は、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定し、各取締役への株式の割当は翌6月に行う。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である業績達成賞与は、単年度の業績目標を達成した場合に金銭で支給する。

賞与の支給基準については、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定する。その指標は連結営業利益とし、当該年度の利益水準に応じて基本報酬月額額の0%～200%を支給する。各取締役への支給は、当該年度の決算が確定する翌年の定時株主総会の後に行う。

4. 基本報酬、非金銭報酬等及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬のうち、固定的に支給される基本報酬と中長期及び短期のインセンティブ給としての性格を持つ株式報酬及び業績達成賞与の割合は、上位の役位ほどインセンティブ給のウェイトが高まる設計方針とする。その制度内容の詳細については、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の個人別金額の決定権限は、毎年5月開催の取締役会決議に基づき代表取締役に委任するものとする。代表取締役は、ガバナンス委員会の審議を経て策定された役位別の報酬テーブルに基づき、その範囲(レンジ)内において、各取締役の職責、個人業績等の要素を総合的に評価し、個人別金額を適切に決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の固定報酬の個人別金額については、監査等委員である取締役の協議による。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

	対象人数及び総額		内訳					
			基本報酬 (金 銭)		株式報酬 (譲渡制限付株式)		業績達成賞与 (金 銭)	
	対象人数	総額	対象人数	金額	対象人数	金額	対象人数	金額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	5	257	5	227	4	29	—	—
取締役 (監査等委員)	5	46	5	46	—	—	—	—
(うち社外取締役)	3	22	3	22	—	—	—	—

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
2. 取締役の基本報酬額は、2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額5億円以内（当該株主総会終結時点の員数13名）、取締役（監査等委員）について年額8千万円以内（当該株主総会終結時点の員数5名）と決議いただいております。また、株式報酬、業績達成賞与の支給総額は、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、業務執行取締役に対し、それぞれ年額1億円以内と決議いただいております（当該株主総会終結時点の員数12名）。
3. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
4. 取締役会は、代表取締役会長 島谷能成及び代表取締役社長 社長執行役員松岡宏泰に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責、個人業績等の評価を行うには、代表取締役の両氏が最も適していると判断したためであります。受任者の担当は、事業報告「3.(1)取締役の氏名等」に記載のとおりです。委任された内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会の審議を経て、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で決定しております。
5. 業績連動報酬である業績達成賞与は、連結営業利益を業績指標とすることとしております。これは、当社グループの単年度の成果を示す数値として最も適切と考えるためであります。業績達成賞与の額は、事業報告「3.(4)取締役の報酬等」基本方針の第3項に記載するところに従って算定され、当事業年度の支給基準は、2022年5月26日開催のガバナンス委員会の審議を経て、同日開催した取締役会において次のとおり決定しております。なお、当事業年度に係る業績達成賞与は不支給を予定しており、その算定に用いた業績指標の実績は、448億円であります。

2023年2月期 連結営業利益	各人の基本報酬月額に対する倍率
530億円以上	200%
480億円以上530億円未満	100%
480億円未満	0%

(5) 社外役員に関する事項

区分・氏名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 小林 節	株式会社パレスホテル 代表取締役会長	長年にわたる当社と異なる業種の企業経営に携わる経営の専門家として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特に経営戦略を含む経営全般に対して取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：9回/9回 ・監査等委員会出席回数：10回/10回
社外取締役 (監査等委員) 安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役	当社グループの属する業界事情に精通した弁護士として、また事業法人の社外役員として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等について専門的な立場から取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：9回/9回 ・監査等委員会出席回数：10回/10回
社外取締役 (監査等委員) 折井 雅子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団 サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役	当社と異なる業種の企業経営に携わり、マーケティングや人材開発の推進、また芸術文化事業への造詣が深いことに加え、事業法人の社外役員として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特に経営戦略やサステナビリティ、人材育成等の観点から、取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：9回/9回 ・監査等委員会出席回数：10回/10回

(注) 当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

摘要	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、報酬額等の推移を確認し、会計監査の職務遂行状況を担当部門から聴取したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には両者の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が次の事項に該当し、職務を継続することが相当でないと認められる場合には、監査等委員会で審議のうえ、会計監査人を解任し、又は再任しないこととします。

1. 会社法、公認会計士法その他の法令に違反し、又は抵触した場合
2. 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人の職務状況等から、監査の適正性、信頼性が確保できないと認められる場合

5 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(注：本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	224,708
現金及び預金	44,259
受取手形、売掛金及び契約資産	32,921
リース投資資産	15,997
有価証券	44,986
棚卸資産	11,003
現先短期貸付金	64,999
その他	10,629
貸倒引当金	△ 89
固定資産	309,388
有形固定資産	177,451
建物及び構築物	85,434
機械装置及び運搬具	5,937
器具及び備品	2,849
土地	80,475
建設仮勘定	2,749
その他	5
無形固定資産	4,953
借地権	1,191
のれん	2,032
その他	1,729
投資その他の資産	126,984
投資有価証券	108,499
繰延税金資産	3,523
退職給付に係る資産	652
差入保証金	12,525
その他	1,865
貸倒引当金	△82
資産合計	534,097

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	65,762
買掛金	30,773
短期借入金	53
1年内返済予定の長期借入金	59
未払金	5,311
未払費用	3,819
未払法人税等	9,782
未払消費税等	2,061
賞与引当金	1,008
役員賞与引当金	18
PCB処理引当金	150
資産除去債務	52
預り保証金	1,293
その他	11,377
固定負債	44,643
長期借入金	326
繰延税金負債	10,428
退職給付に係る負債	3,437
役員退職慰労引当金	178
PCB処理引当金	86
資産除去債務	7,117
長期預り保証金	22,924
その他	145
負債合計	110,405
(純資産の部)	
株主資本	389,894
資本金	10,355
資本剰余金	14,180
利益剰余金	404,225
自己株式	△ 38,866
その他の包括利益累計額	19,411
その他有価証券評価差額金	17,092
土地再評価差額金	800
為替換算調整勘定	2,110
退職給付に係る調整累計額	△ 592
非支配株主持分	14,384
純資産合計	423,691
負債・純資産合計	534,097

連結損益計算書 (2022年 3 月 1 日から 2023年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		244,295
営業原価		135,669
売上総利益		108,625
販売費及び一般管理費		63,745
営業利益		44,880
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,883	
持分法による投資利益	394	
為替差益	421	
その他	258	2,957
営業外費用		
支払利息	8	
自己株式取得費用	0	
貸倒引当金繰入額	6	
その他	7	22
経常利益		47,815
特別利益		
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	1,745	
収用補償金	446	
助成金収入	2,729	4,997
特別損失		
減損損失	1,211	
固定資産解体費用	270	
投資有価証券評価損	28	
割増退職金	812	2,322
税金等調整前当期純利益		50,490
法人税、住民税及び事業税	16,556	
法人税等調整額	△935	15,620
当期純利益		34,869
非支配株主に帰属する当期純利益		1,438
親会社株主に帰属する当期純利益		33,430

計算書類

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	171,104
現金及び預金	11,498
売掛金	18,802
リース投資資産	15,997
有価証券	44,986
棚卸資産	7,732
現先短期貸付金	64,999
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	135
その他	6,969
貸倒引当金	△17
固定資産	280,929
有形固定資産	140,484
建物及び構築物	67,663
機械装置及び運搬具	915
工具、器具及び備品	760
土地	69,430
建設仮勘定	1,714
無形固定資産	3,130
借地権	886
のれん	1,699
その他	543
投資その他の資産	137,315
投資有価証券	89,348
関係会社株式	43,202
関係会社長期貸付金	2,736
前払年金費用	930
差入保証金	766
その他	363
貸倒引当金	△32
資産合計	452,034

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	111,293
買掛金	16,002
関係会社短期借入金	74,414
1年内返済予定の関係会社長期借入金	3,185
未払金	4,080
未払費用	2,263
未払法人税等	4,994
賞与引当金	280
PCB処理引当金	150
その他	5,923
固定負債	41,645
関係会社長期借入金	7,480
繰延税金負債	8,620
退職給付引当金	1,534
PCB処理引当金	86
未払役員退職慰労金	23
資産除去債務	2,676
長期預り保証金	21,224
負債合計	152,939
(純資産の部)	
株主資本	283,349
資本金	10,355
資本剰余金	10,663
資本準備金	10,603
その他資本剰余金	60
利益剰余金	300,800
利益準備金	2,588
その他利益剰余金	298,211
土地圧縮積立金	615
建物圧縮積立金	49
別途積立金	120,463
繰越利益剰余金	177,081
自己株式	△ 38,469
評価・換算差額等	15,745
その他有価証券評価差額金	15,745
純資産合計	299,095
負債・純資産合計	452,034

損益計算書 (2022年 3 月 1 日から 2023年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		122,924
営業原価		69,480
売上総利益		53,444
販売費及び一般管理費		25,434
営業利益		28,009
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,630	
為替差益	652	
その他	17	6,299
営業外費用		
支払利息	34	
自己株式取得費用	0	
貸倒引当金繰入額	6	
その他	7	48
経常利益		34,260
特別利益		
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	1,705	
収用補償金	446	
助成金収入	1,966	4,194
特別損失		
固定資産解体費用	270	
投資有価証券評価損	28	298
税引前当期純利益		38,156
法人税、住民税及び事業税	10,233	
法人税等調整額	△ 199	10,034
当期純利益		28,122

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

東宝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 桐 光 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東宝株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東宝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

東 宝 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 桐 光 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東宝株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネットを経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、当社の内部監査室及び経営企画部等から定期的に子会社の事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてインターネットを経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月12日

東宝株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	緒	方	栄	一	㊟
監査等委員	小	林		節	㊟
監査等委員	安	藤	知	史	㊟
監査等委員	折	井	雅	子	㊟

(注) 監査等委員 小林 節、安藤知史及び折井雅子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場：有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京



交通のご案内：

東京メトロ	銀座駅	銀座線	丸ノ内線	日比谷線	C2出口 徒歩3分
	有楽町駅	有楽町線			A0出口 直結
	日比谷駅	日比谷線	千代田線		A0出口 直結
都営地下鉄	日比谷駅	三田線			A0出口 直結
JR	有楽町駅	山手線			銀座口・中央口 徒歩3分

※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通手段をご利用くださいますよう、
お願い申し上げます。

〒100-8415 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
TEL 03 (3591) 1214 (総務部)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。